

## 五 選 挙 公 営

### 1 ポスター掲示場の設置数及び区画数

選挙区	市区町村名	ポスター 掲示場数	区画数
南第1区	草 加 市	356	10
南第2区	川 口 市	705	12
南第3区	さいたま市西区	140	4
南第4区	さいたま市北区	185	6
南第5区	さいたま市大宮区	163	4
南第6区	さいたま市見沼区	208	8
南第7区	さいたま市中央区	156	4
南第8区	さいたま市桜区	133	4
南第9区	さいたま市浦和区	201	8
南第10区	さいたま市南区	245	8
南第11区	さいたま市緑区	171	6
南第12区	さいたま市岩槻区	196	4
南第13区	上 尾 市	284	8
	伊 奈 町	71	
	計	355	
南第14区	桶 川 市	128	4
南第15区	北 本 市	133	4
南第16区	鴻 巣 市	238	6
南第17区	志 木 市	91	4
南第18区	新 座 市	249	6
南第19区	蕨 市	114	6
南第20区	戸 田 市	177	6
南第21区	朝 霞 市	174	6
南第22区	和 光 市	121	6
南 区 計		4,639	-

選挙区	市区町村名	ポスター 掲示場数	区画数
西第1区	所 沢 市	463	10
西第2区	入 間 市	229	10
西第3区	飯 能 市	221	4
西第4区	狭 山 市	222	8
西第5区	ふ じ み 野 市	171	8
	三 芳 町	85	
	計	256	
西第6区	富 士 見 市	167	6
西第7区	川 越 市	427	12
西第8区	日 高 市	133	4
西第9区	毛 呂 山 町	95	4
	越 生 町	46	
	鳩 山 町	49	
	計	190	
西第10区	坂 戸 市	137	4
西第11区	鶴 ヶ 島 市	90	4
西第12区	東 松 山 市	214	6
	川 島 町	62	
	吉 見 町	74	
	計	350	
西第13区	滑 川 町	53	4
	嵐 山 町	59	
	小 川 町	134	
	と き が わ 町	64	
	計	310	
西 区 計		3,195	-

選挙区	市区町村名	ポスター 掲示場数	区画数
北第1区	秩父市	233	6
	横瀬町	43	
	皆野町	48	
	長瀬町	38	
	小鹿野町	91	
	東秩父村	48	
	計	501	
北第2区	本庄市	217	6
	神川町	69	
	上里町	71	
	計	357	
北第3区	深谷市	240	8
	美里町	69	
	寄居町	110	
	計	419	
北第4区	熊谷市	393	8
北区計		1,670	-

選挙区	市区町村名	ポスター 掲示場数	区画数
東第1区	行田市	201	4
東第2区	羽生市	174	6
東第3区	加須市	394	6
東第4区	久喜市	289	8
東第5区	蓮田市	127	8
東第6区	白岡市	106	6
	宮代町	78	
計		184	
東第7区	春日部市	455	8
東第8区	越谷市	519	10
東第9区	八潮市	148	4
東第10区	三郷市	264	6
東第11区	幸手市	105	4
	杉戸町	118	
	計	223	
東第12区	吉川市	135	4
	松伏町	63	
	計	198	
東区計		3,176	-

県計	12,680	-
----	--------	---

## 2 選挙公報

候補者数	掲載申請期限	掲載申請候補者数	世帯数	各世帯への配布完了に要した日数	印刷部数	印刷に要した日数	印刷所名	公報一部当たりの平均単価
141人	3月31日	141人	2,617,598	8日	2,174,110	4日	(株)きかんし	3円52銭(2頁) 7円04銭(4頁)

※「世帯数」は、選挙人名簿に登録された者の属する世帯数を記載している。

## 3 個人演説会

### (1) 会場の数

市郡別	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数	法第161条第1項第2号の公会堂の数	法第161条第1項第3号により市町村の選挙管理委員会が指定した施設の数					合計
			社寺	農業協同組合	商工会議所	その他	計	
市部	1,592	110	-	-	1	268	269	1,971
郡部	115	34	-	-	-	29	29	178
計	1,707	144	-	-	1	297	298	2,149

### (2) 会場の使用回数

市郡別	施設の使用回数						合計	
	法第161条第1項第1号の学校及び公民館		法第161条第1項第2号の公会堂		法第161条第1項第3号により市町村の選挙管理委員会が指定した施設			
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担
市部	59	-	8	1	26	-	93	1
郡部	6	6	-	-	-	3	6	9
計	65	6	8	1	26	3	99	10

## 4 公費負担の状況

### (1) 選挙運動用自動車の使用

契約の種類		事項	契約した候補者数	公費負担の対象となった候補者	述べ使用日数	契約金額の総額	基準額の総額	請求額の総額
一般乗用旅客自動車運送事業者との契約によるもの(ア)			人 2	人 2	日 18	円 1,161,000	円 1,161,000	円 1,161,000
(ア)以外の契約によるもの	自動車の借入れ(イ)		119	118	984	13,701,961	17,098,200	12,209,282
	燃料の供給(ウ)		87	86		1,585,281	5,959,800	1,585,281
	運転者の雇用(エ)		108	107	841	11,557,800	12,037,500	9,938,000
計						28,006,042	36,256,500	24,893,563

(注)

- 「契約金額の総額」は公費負担の対象となった候補者から県選挙管理委員会に対し提出された契約届出書に記載された金額の合計である。(以下について同じ)。
- 「基準額の総額」は個々の候補者ごとに、次の算式により算出した金額の合計である。  
 (ア)については、1日64,500円×使用日数  
 (イ)については、1日16,100円×使用日数  
 (ウ)については、選挙運動期間の日数×7,700円以内であることにつき県選挙管理委員会で確認した額  
 (エ)については1日12,500円×使用日数

※ 本表は、供託物を没収されない者についての数字を示す(以下(2)、(3)について同じ)。

### (2) 選挙運動用ポスターの作成

契約した候補者数	公費負担の対象となった候補者	作成枚数	契約金額の総額	基準額の総額	請求額の総額	平均単価
人 137	人 136	枚 64,965	円 85,004,097	円 101,216,212	円 84,992,265	円 1,309

(注)

- 「基準額の総額」は個々の候補者の作成単価に県選挙管理委員会で確認した枚数を乗じて得た金額(限度額)の合計である。  
 ・作成単価 選挙区内のポスター掲示場が500以下の場合  

$$\text{作成単価} = \frac{316,250\text{円} + 541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$
 選挙区内のポスター掲示場が500を超える場合  

$$\text{作成単価} = \frac{586,905\text{円} + 28\text{円}35\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$
 ・確認枚数 選挙区内のポスター掲示場数の2倍の数まで
- 「平均単価」は、契約金額の総額を契約届出書に記載された個々の候補者の作成枚合計枚数で除した数(1円未満切上げ)である。

### (3) 選挙運動用ビラの作成

契約した候補者数	公費負担の対象となった候補者	契約金額の総額	基準額の総額	請求額の総額	平均単価
人 127	人 126	円 18,056,026	円 16,945,670	円 14,829,842	円 11.14

「基準額の総額」は個々の候補者の作成単価に県選挙管理委員会で確認した枚数を乗じて得た金額(限度額)の合計である。

・支払限度額 7円73銭×作成枚数(16,000枚)